vol.21

7月15日(土)~30日(日)

2006. 7/15

くらしに役立つあ知らせ号

| F | はじまります、梅花藻ライトアップ | 最終日のコンサートに真依子さんが出演 | 1 |
|----|-----------------------------|---------------------------------|---|
| ピ | 老人保健制度が変わります | 所得状況で変わる医療費の自己負担割合など | 2 |
| ック | みんなで築こう ・・・ らしさが光る米原市 | 合併新市で全国初 市民参加による『自治基本条例』を制定! | 3 |
| ス | 消費生活相談コーナー | 悪質商法にご注意「恋人ができた! と思ったら…」 | 8 |



はじまります

涼しい夏の夜はいかが? ライトアップ

固定資産税の課税誤りについて

に課税した税の総額は317万1200円でした。 課税決定し、5月15日に「納税通知書」を発送。 すべき額より高く税を算出。これに気が付かないまま た非木造の住宅など計75棟(64件)で、市は本来課税 りました。 誤りがあったのは平成17年中に新増築され 市が課税した平成18年度固定資産税に課税誤りがあ

滋賀県知事選挙投票所入場券の 重複発行につい [6月20日発表]

だいた方へは、過剰分の還付手続きを行いました。 額と国保税額の税額修正手続きを行い、既に納付いた も影響がありました。

になることから、国保加入世帯 (10世帯) の課税額に

市では該当者にお詫びし、誤りのあった固定資産税

また、固定資産税額は、国民健康保険税の算出根拠

りました。 を怠り、これが正規の入場券に混入していたことが判 が、機械の紙づまりにより発生した不良入場券の処分 ったところ、市の委託を受けて入場券を印刷した業者 入場券が2枚届いた。」という連絡があり、調査を行 券を市内の有権者に郵送。20日夜に有権者から「同じ 知事選挙の告示日となった6月15日に、投票所入場

く、7月2日の知事選挙の執行に支障はありませんで た。なお、選挙人名簿や選挙システム自体に問題はな とを確認し、この重複した入場券はすべて回収しまし その後の調べで計6通 (10人分) が重複していたこ

[6月24日発表]

でございますので、よろしくお願いします。 をおかけしましたことを、心からお詫び申し上げま あってはならないことであり、市民の皆様にご迷惑 このようなミスは、市民の信頼を損ねる、決して 信頼を回復すべく、職員一同努力していく所存

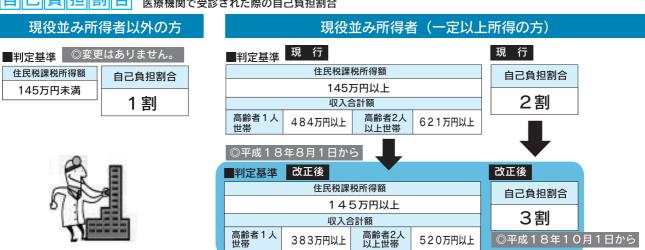
国民健康保険

老人保健 および 高齢受給者証で医療を受けられる皆さんへ

~ 法律の改正によって自己負担割合と自己負担限度額が変わります~

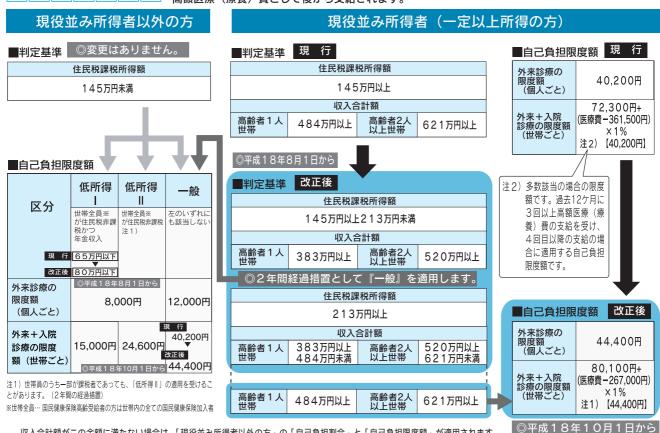
医療機関を受診した場合に支払う医療費の自己負担割合は、毎年の所得に応じて判定されます。現行では、 一定以上の所得がある方は2割、それ以外の方は1割となっています。今回の法律改正により、現役並みの所 得がある方(一定以上所得者)は、平成18年10月1日受診分から自己負担割合が3割へと見直され、また、 1ヶ月の医療費の支払限度額(自己負担限度額)も一部変更になる予定です。

己||負||担||割||合 医療機関で受診された際の自己負担割合



自 己 負 担 限 度 額

医療費の自己負担には限度額が設けられています。この限度額を超えた分の医療費は、申請により、 高額医療(療養)費として後から支給されます。



...収入合計額がこの金額に満たない場合は、「現役並み所得者以外の方」の「自己負担割合」と「自己負担限度額」が適用されます。

今回の制度改正で、変更のある方については、後日個別に通知します。

通知のない方は、お手持ちの『老人保健医療受給者証』がそのまま使えます。手続きは必要ありません。

現在お使いの水色の『国民健康保険 高齢受給者証』は平成18年7月31日までしか使えません。7月下旬に新しいクリーム 色の『国民健康保険 高齢受給者証』をお送りします。住所、氏名、生年月日に間違いがないかご確認ください。

> 市民部 医療保険課(近江庁舎) ☎52-6922 お問い合わせ

00

基本条例が制定され、9月1日から施行されることとなりました。

ら市長へ条例骨子が答申され、その後、市民フォーラムやパブリックコ

平成17年12月1日、「新・米原市のまちづくり基本条例をつくる会」か

民のみなさんといっしょに考えてきました。

平成18年6月、市議会定例会での議決を得て、7月1日、

米原市自治

例とは何か、なぜ必要なのか、どんな内容がいいのか』ということを市 メント (市民意見) の募集、まちづくり懇談会等を開催し、『自治基本条

なんだろう?

です。 地域に関わる人が、互いに守って いく基本ルールを文章にしたもの まちをどのように築いていくか、 自治基本条例とは、自分たちの

6

63

という位置づけになっています。 原市の最高規範」(米原市の憲法) ちづくり)の基本ルールで、「米 で決めていくかを定める自治(ま ればならないルールがあります。 動を円滑に行い、発展させていく うな役割を担い、どのような方法 したりする場合に、だれがどのよ いう単位で物事を考えたり、 ためには、 あるように、それぞれの事業や活 学校や会社、 自治基本条例は、「米原市」と 互いに守っていかなけ 団体などに規則が 決定

> 条例では、地域の課題は地域で 協働のまちづくり

ています。 た今年を「自立元年」と位置づけ 米原市では、 合併2年目を迎え

長し、 原市を次代へと引き継いでいきま りを進めることで、 市民のみなさんも市役所も共に成 これからは、この条例を活かし、 条例を守り育て、まちづく 素晴らしい米

役所の役割や権利、責務を明確に や仕組みを定めています。 を推進していくための自治の理念 連携しながら、 し、それぞれが互いに補い合い、 会・NPOなどの団体、企業、 解決していくため、市民・自治

しょう!

なぜ今、 自治基本条例が必要なの?

自治基本条例を制定する背景には大きく分けて、次の2つの要因があります。

治体の役割の変化 自

化しています。 政府」として、 性・自立性をもつ「地方 自 治 地 体の役割は、 方分権により、 大きく変 独自

地域づくりを実践してい や責任において魅力ある 夫を結集し、自らの考え そして市役所が創意と工 同時に、 割の範囲が拡大したのと 市の果たすべき責任と役 なりました。 このことは、 の関係から対等な立場に 自治体が「主」と「従」 大きく変わり、 というこれまでの構図が 意味します。 けるようになったことを 国 学ぶ人や事業者、 都道府県 米原市に住み、 国と地方 市 町

われてきた様々な行政サ に基づいて全国一律に行 ビスも、その地域に住 国で定められる法 海律等

> めの基本となるルールが 地域経営を進めていくた こうした時代の変化の中 ことが求められています。 市民のみなさんの視点か み 必要となりました。 責任と自己決定に基づく んでいくためには、自己 自立した自治体として歩 で、地域の個性を活かし、 たものとして再構築する 域の実情やニー ズに合っ らとらえ直し、 働 ţ 活 動 個々の地 U て ١J る

の多様化 市民自治の拡大と公

2

加や、 また、 放が拡大しています。 スへの民間参入や民間開 きとともに、 動が活発になっています。 ンティア等による地域活 るまちづくりへの市民参 自治体においても、 2 まざまな場面 国の規制緩和の動 NPO団体、ボラ 公共サービ に お 厳 け

経営の す。 ことが課題となってい あり方を作りあげていく 却し、市民参加と協働 サービスのあり方から脱 型の行政主導による公共 手とともに新しい公共の たな公共サービスの担い よる地域力の再生と、 要に迫られており、 い財 あり方を見直す必 政 状況 の中、 従 行 ま 新に

えで、 企業、 がっています。 制定の動きが全国的に広 の」として自治基本条例 割、責任などの基本事項 治会・NPOなどの団体、 あり方を創造していくう が求められることになり、 ています。そこで、 を確認し合う必要も生じ の立場における権利と役 づくりに関わる市民、自 のあり方や仕組み、 合える「かたちあるも 新しい公共サービスの 今一度まちづくり 市役所のそれぞれ まち

どんな内容

条例は前文と全11章(30条)で 構成されています。

前文

づくりを進める舞台が整ったのです。 に入れました。まさに、 米原市は2度の合併によって新しい力を手 いま、自立したまち

第 1 章 総則

第1条・第2条)

の条例の重要な語句を説明しています。 この条例の目的を定めています。また、こ

第2章 まちづくりの基本原則(第3条 第7条)

本原則を掲げています。 市民主権をはじめ、 まちづくりの5つの基

第3章 まちづくりの役割分担および協働

第8条 第 12

ぞれ自立した活動のもと、役割分担しながら 連携し協力し合うことが、この条例の目指す めています。市民、 協働」の姿です。 事業者、 団体等および市の役割を定 事業者等および市がそれ

第 4 章 市政情報の管理および運用

第13条 第15条

す。 にまちづくりに関する情報を提供していきま いくには、 その情報が必要です。 ;業者等と市がまちづくりを考えて 市は積極的

米原市自治基本条例

目

前次次

第 第 2 1 章 章 まちづくりの基本原則 総則 (第1条・第2条)

第3章 まちづくりの役割分担および協働 (第3条 第7条) (第8条 第12条)

第4章 市政情報の管理および運用 (第13条 第15条)

第5章

市民ならびに事業者等の権利

第8章 第 7 章 第6 他の公共機関との関係 地域自治活動 (第2条) 市の責務 (第18条 第23条) および責務 (第16条・第17条

第9章 米原市自治基本条例推進委員会 (第25条 第27条) (第28条)

第 11 章 第 10 章 条例の改廃 (第3条) 最高規範 (第29条)

地域独自の文化を生み出してきました。また、 史に深く関わり、東西文化の接点としてこの 交い、梅花藻が咲き、豊かな湧水が潤す中、 年に合併して生まれた市です。ホタルが飛び そして琵琶湖をめぐる坂田郡四町が2005 におけるこの地域の文化や社会生活のあり方 地に愛着をもって住み続け、その歴史は現代 人々は深い信仰心をもち助け合いながらこの から人やモノや情報の結び目として日本の歴 きました。それとともに、この地域は、古代 に深く関わっています。 人々は自然と共生しながらその営みを続けて 米原市は、伊吹山・霊仙山、姉川・天野川

を活かした新しいまちづくりをすすめる条件 合することで、恵まれたさまざまな地域環境 れました。それまでの個々のまちづくりを統 合併によって、私たちは新しい力を手に入

> 境を守りつつ、歴史や文化やモノの流れの結私たちは、地域や人々の多様性を尊重し、環 いきます。 情報の共有と恊働によってこのまちをさらに もとに、豊かな人間性を持った人々を育み、 また、市民と事業者等および市の役割分担の げつつ、さらに輝かしく発展させていきます。 び目としてのこの地域の役割を国際社会に広 充実させるために、総力を挙げて取り組んで

び続けることができるよう、ここに米原市自 つまでもこのまちに安心して住み、働き、学市民が、自主および自立の理念のもと、い 治基本条例を制定します。

(目的

立の理念に基づき、世代を超えて住み続け第1条 この条例は、米原市が自主および自 られる魅力あるまちづくりを推進するため 等を明確にすることにより地域社会の活力 の基本的な事項を定めるとともに、市民、事 市民福祉の向上を図ることを目的とする。 を高め、米原市における自治の確立および 業者等および市の役割、権利ならびに責務 (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げ る用語の意義は、当該各号に定めるところ による。

(1)市民 市内に住所を有する者(以下「住 民」という。)、市内で働く者および学ぶ 者をいう。

ア 事業者 市内に事業所を有する営利(3)事業者等 次に掲げるものをいう。(2)市 米原市の議会および執行機関をいう。 事業者 市内に事業所を有する営利

団体等市内に事務所または活動拠 および団体をいう。 点を有する営利を目的としない組織 法人をいう。

1

ゥ 市民自治組織 市内の特定の地域を 対象とする地縁団体および地縁団体 類する地縁組織をいう。

(4) 協 働 完的に対等な立場で連携および協力をす すめることをいう。 まちづくりに関する役割分担に基 市民、事業者等および市が相互補

(5)持続的発展 世代を超えて、良好な環境 の地域的連帯を享受することができる社 健全な地域経済および生き生きした市民 会の発展のあり方をいう。

第2章 まちづくりの基本原則

(市民主権)

第3条 住民は米原市の主権者であり、市は を負う。 住民の信託により都市経営に対し執行責任

2 市民は、まちづくりの主役であり、参加 ことができるものとする。 参画および協働により、まちづくりを担う

(役割分担および協働)

第4条 市民、事業者等および市は、 推進するとともに、地域全体の意識の向上 および人材育成に努めなければならない。 完および連携によって協働のまちづくりを くりにおける役割分担を明確にし、 (持続的発展) 、まちづ 相互補

を超えた地域全体の公益を増進させるた第5条 まちづくりに関する諸活動は、世代 ばならない。 め、持続的な発展に寄与するものでなけれ

(多様性の尊重)

第6条 すべての市民は、人として尊ばれ 不当な差別から守られる権利を有する。

2 米原市におけるまちづくりは、文化的、 歴史的、地理的および環境的多様性に配慮 重したものでなければならない。 し、市民活動および地域社会の自主性を尊

(情報の共有)

第7条 まちづくりに関する情報は、米原市 市において共有されることを原則とする。 の公共的財産であり、市民、事業者等および

第3章 まちづくりの役割分担および協働

(市民の役割)

織し、事業者等および市と連携しつつ、地第8条 市民は、地域社会の諸活動を自ら組 公共的活動を推進するものとする。 域社会の活性化および課題の解決のため、

(事業者の役割)

第9条 事業者は、地域の経済的活力を高め、 地域の雇用の確保に努めるとともに、まち

> に資する資源を提供するものとする。 づくりの利害関係者として地域社会の公益 (団体等および市民自治組織の役割)

第10条 団体等および市民自治組織は、地域 ービスを広く担うことができるものとする。 社会の公共的活動の主体として、公共的サ (市の役割)

率的に実施できる事務に限定するよう努第11条 市は、行政によってのみ確実かつ効 శ్ర 的活動に対し必要な支援を行うものとす め、地域社会全体の円滑かつ効率的な公共

第12条 市民、事業者等および市は、まちづ 働を行うものとする。 相互補完的に役割を担い、必要に応じて協 くりを推進するため、それぞれ自立しつつ

2 市は、まちづくりにおける参加、参画お 理念に基づき、その内容等について整備す よび協働に関する基本事項を、相互補完の るものとする。

第4章 市政情報の管理および運用

(知る権利)

第13条 市民および事業者等は、まちづくり が管理する情報を知る権利を有するものと について適切に判断し行動するために、市

保障するため、適切な時期に、適切な方法 を公開しなければならない。 で情報を提供し、または求めに応じて情報 市は、市民および事業者等の知る権利を

(情報の整備、公開および提供)

第14条 市は、まちづくりにおける市民の参 市民に提供しなければならない。 画、実施および評価の段階における情報を 加および参画を有効に機能させるため、計

2 執行機関は、まちづくりに係る情報を迅 速に整備し、開示するとともに、わかりや ばならない。 すく説明する責任を果たすよう努めなけれ

3 議会は、会議を公開するとともに、議会 れた議会運営に努めなければならない。 者等と情報の共有を図ることにより、開か が保有する情報を公開し、市民および事業

- 市民に開示し、説明するよう努めなければ ならない。 議員は、議会活動に関する情報について、
- (個人情報の保護)
- 第15条 市は、市民の自己に関する個人情報 ればならない。 とともに、個人情報の保護措置を講じなけ の開示、訂正等を請求する権利を保障する

市民ならびに事業者等の権利および責務

(まちづくりへの関与)

第16条 市民および事業者等は、まちづくり 2 市民および事業者等は、原則として市に の役割分担に従い、広くまちづくりにおけ る参加、参画および協働の権利を有する。

には、その活動の自主性および自立性を損 増進させる活動を企画または実施する場合 る権利を有する。 市民および事業者等は、米原市の公益を

よる計画、実施および評価の活動に参画す

なわない範囲で、必要に応じ市の適切な支

援を受ける権利を有する。

- を増進させるよう努めるものとする。 与する場合には、自らの意見と行動が公益 市民および事業者等は、まちづくりに関
- 5 事業者等は、事業活動にあたり、市およ 図るよう努めなければならない。 び市民の公益ならびに地域社会との調和を

- 第17条 住民は、米原市における重要な課題 の総意を明確にすることができる。 について住民発意による市民投票によりそ
- 2 市は、市民投票に関する制度を整備する 立要件等市民投票の実施に関し必要な事項 ものとし、投票権の範囲、市民投票におけ る情報の取扱い、投票方法および投票の成 別に条例で定める。
- 3 市長は、市民投票の結果を尊重しなけれ ばならない。

第6章 市の責務

(まちづくりの姿勢)

第18条 市は、米原市の持続的発展のために により、市民福祉の向上を図り、 適切かつ効率的な都市経営を推進すること 常に最少

の費用で最大の効果を挙げるよう努めなけ

- した都市経営の理念のもとに、健全な財政 ならない。 運営と計画的な事業の実施に努めなければ 市は、まちづくりの推進にあたり、自立
- 3 ある介入または関与をしてはならない。 その自主性および自立性を損なうおそれの 市は、事業者等の組織および運営に関し、
- 発を行うものとする。 働の基盤形成を支援するため研修および啓 執行機関は、市民の参加、参画および協

(倫理規範の確立)

第19条 市は、市民の信頼に応え、法令を適 切に解釈し運用しなければならない。

- 2 要求に応じてはならない。 市の行政執行に関し公正性を損なう不当な 市は、違法な手段による要求および米原
- 3 制度に基づいて対応しなければならない。 た不当な要求を排除するため、組織的かつ 市は、議員および市の職員が職務上受け
- 上明らかに違法または不当な要求を受けた 該職員に対して不当または不利益な扱いを しなければならない。この場合、市は、当 と判断したときは、その命令および指示等 してはならない。 に従わず、撤回させるために適切な対応を 市の職員は、議員もしくは上司から職務

(議会の責務)

- 第2条 議会は、市民の意思が市政に反映さ ならない。 関を監視し牽制する機能を果たさなければ れ、適正な市政運営が行われるよう執行機
- 出等を活性化するため、具体的な対応をし なければならない。 議会は、調査、政策提起および意見の提

(議員の責務)

第1条 議員は、住民の代表機関である議会 民全体の利益を行動の指針としなければな の構成員として、自己研鑽に努め、常に市 らない。

(市長の責務)

第22条 市長は、米原市の代表者として主権 例にのっとり公正かつ誠実に市政運営にあ 者である市民の厳粛な信託に応え、この条

ばならない。

2 市長は、常に市民の意向を把握し、定期 ばならない。 にわかりやすく説明するとともに、予算編 的に市政の基本方針を市民および事業者等 成に係る情報をわかりやすく提供しなけれ

(職員の責務および権利)

2 推進委員会は、この条例に基づく政策の

置する。

制度化、事業の改善およびまちづくり体制

の整備等の運営状況を定期的に検証評価

し、改善点を指摘し、社会情勢に適合した

- 効率的な事務の執行に努めなければならな 実に職責を果たし、都市経営の改善および の協働に基づき、米原市の公益のために誠
- 開発し、自己啓発に努め、そのために必要 な支援を受けることができる。

3 推進委員会は、この条例の運用に係る市

運営となるよう是正等を求めることができ

4 推進委員会は、この条例の改正または廃

とができる。

調査を実施し、市長に意見書を提出するこ 民、事業者等および関係者の意見聴取等の

に答申を提出するほか、軽微な変更につい 止に関する諮問に対して審議を行い、市長

第7章 地域自治活動

(市民自治組織)

- 第 24 条 組織をつくることができる。 びに増進のため、共同活動を行う市民自治 社会的および歴史的環境の維持なら
- 委託を受け、市と連携して恊働事業を実施2 市民自治組織は、必要に応じ市の事業の することができる。

第8章 他の公共機関との関係

(他の地方公共団体等との関係)

第25条 市は、米原市の公益を増進させるた および協調を図り、まちづくりを推進する めに、他の地方公共団体等との広域的連携 ものとする。

(国および関連機関との関係)

第26条 市は、地方自治の本旨に基づき、 り、IISにドーンプーで、 つ、国との適切な役割分担の原則にのっと x2系 すに 地方自治の本旨に基づき、か および協力をすすめるものとする。 り、国およびその関連機関との適切な連携

(国際社会との関係)

第27条 市は、国際社会における諸原則なら 市民福祉の向上と地域社会の発展を図るよ 慮しつつ、国際社会における活動を通じて びに国際的合意および国際機関の活動に配 うに努めるものとする。

たり、持続可能な都市経営を推進しなけれ

第9章 米原市自治基本条例推進委員会

第 28 条 員会 (以下「推進委員会」という。)を設確保するため、米原市自治基本条例推進委 市民、事業者等および市による推進体制を (米原市自治基本条例推進委員会の設置等) 市長は、この条例の実効性を高め、

- 第23条 市の職員は、市民および事業者等と
- 2 市の職員は、職務の遂行に必要な能力を

住民は、地域社会における良好な自

第10章 最高規範

別に規則で定める。

5 前4項に規定するもののほか、推進委員

て意見書を提出するものとする。

会の組織および運営に関し、必要な事項は

(最高規範)

第29条 この条例は、米原市における最高規 代に引き継ぐ責務を負う。 範であり、市民、事業者等および市は、こ の条例を遵守し、この条例を守り育て、 次

弗11章 条例の改廃

(条例の改廃)

第30条 市長は、この条例を改正または廃止 なければならない。ただし、推進委員会が 市民投票において、その過半数の賛成を得 する場合には、推進委員会に意見を求め、 微な変更についてはこの限りでない。 市民投票を不要と判断したとき、または軽

この条例は、平成18年9月1日から施行する。







市民 自治会・NPOなど







対等な立場 自主・自立の活動 相互補完

主体としての まちづくり

対等な立場 自主・自立の活動 相互補完 人材育成





まちづくりの 資源の提供

情報の提供 活動支援





事業者

人材育成



対等な立場 自主・自立の活動 相互補完 人材育成

第8章

国や県など他の公共機関との関係を定めています。



第5章

市民ならびに事業者等の権利および責務

第9章

第10章

第 6 章

制度として「市民投票」を定めています。

市の責務

まちづくりに対する姿勢、法令の遵守

要事項について住民の総意を確認するため る権利と責務を定めています。また市政の

市民ならびに事業者等のまちづくりにおけ

(第16条・第17条

第18条 第23条

等

第7章

地域自治活動

議会や市長、

職員の責務を定めています。

(第24条)

ついて定めています。 地域における住民組織「市民自治組織」に

活動のほか、

民サービスを提供することもできます。 市の事業を受けて協働による市 市民自治組織は自らの

他の公共機関との関係 (第25条 第 27 条

米原市自治基本条例推進委員会(第28条 め、その状況を検証し、市長に改善を求めたり この条例に基づくまちづくりを推進するた

(第29条)

意見書を提出できる推進委員会を設置します。

最高規範

範的なものとして位置づけています。 この条例は米原市のまちづくりの理念であ まちづくりの行動や判断の基準となる模

(第30条)

第 11 章

条例の改廃

特別な手続きを規定しています。 いることから、条例の改正(廃止)について この条例は最高規範として位置づけられて

5

判断することになります。

に意見を求め、改正等の必要性を市民投票で

条例を改正(廃止)するときは、

推進委員会

虎 **(1)**

その 1 市 民

市内に住所を有する人、市内で働く人および学ぶ人

をいいます。

2

協

働

その することをいいます。 いところは補い合いながら、 市民、 事業者、 市 がそれぞれの役割を担 対等な立場で連携、 ίí 足りな 協力

その 米原市 3 の重要な課題につい 市民投票

Ţ

住民の意思を明

確に

するための制度として、 票方法などは、 と規定しています。 ただし、投票の対象となるもの、 別に条例で定めることとしています。 市民投票をすることができる 投票権の範囲、 投

その 4 自治基本条例推進委員会

ません。 いるかをチェックする組織です。この条例を改正、 止する場合は、 この条例の理念に基づいた「まちづくり」 推進委員会に意見を求めなければなり ができて 廃

その 範とすることになります。 範と位置づけています。 を進めることが、 この条例を米原市のまちづくりの理念として最高規 最 **高規範** この条例を本当の意味での最高規 この条例に基づいたまちづく

5

ここがポイント!

市民主権

まちづくりの主権者・主役は市民 であり、自主・自立による協働の まちづくりを進めます。

情報の共有

まちづくりにおける情報は、活用され るように積極的に提供、公開します。 また、市民等が持つ情報も共有して、 よりよいまちづくりにつなげます。

役割分担および協働

市民、事業者等および市は、自立した 考え・活動の下にお互いの不足すると ころを補い合い協力し合って、対等な 立場でまちづくりを推進します

多様性の尊重

まちづくりは、自分と違うものを 排除したり敬遠したりせず、他者 を認め合い、共存することにより 進めます。

持続的発展

50年・100年後の米原市を思い、 世代を超えた持続的なまちづくり に取り組みます。

市では、自治基本条例について市民のみなさんにもっと知っていただこうと、生涯学習まちづくり出前講座に 「自治基本条例ってなーに / 条例の概要とこれからのまちづくり」というメニューを設けています。

市内であれば、個人でもグループでも、どこでも出前講座として出張しますので、自治基本条例について詳し く知りたい方はお気軽にご連絡ください。

米原市役所 政策推進部 総合政策課(米原庁舎)

お問い合わせ ☎52 - 6626 ໝ52 - 5195 Eメール seisaku@city.maibara.shiga.jp 公式サイト http://www.city.maibara.shiga.jp





お知らせ



7月の税等料金

- ~納税は便利な口座振替で~
- ▶固定資産税 第2期
- ▶国民健康保険税 第2期
- ▶保育園保育料 7月分
- ▶介護保険料 第2期
- ▶水道料金 7月分(5-6月使用量)
- ▶下水道使用料 7月分
 - ・山東・伊吹・米原地域 (5-6月汚水量)
 - ・近江地域

(4-5月汚水量を1/2したもの)

▶下水道受給者負担金

口座振替日・納期限 7月31日(月) 市 税務課

252 - 1556 **3**52 - 8730



催し



米原市平和祈念式典

二度と戦争の惨禍を繰り返すことのないよう核廃絶と平和希求への意思表明として、平和祈念式典を開催します。 開催日▶8月5日(土)10時~ 場所▶米原公民館

市 社会福祉課(山東庁舎)

☎55-8102 **₹**55-2406

さんとうふれあいまつり

開催日▶7月29日(土)

会場▶ルッチプラザ

内容▶子ども映画村「ドラえもん のび太 の恐竜2006」2回上映(13時30分~・16時30分~、開場は30分前) 映画観賞券が必要です。/模擬店・各種ゲームコーナー・飲食コーナー(15時~20時30分)

さんとうふれあいまつり実行委員会 (山東商工会)

☎55 - 2688 **Ⅲ**55 - 2601 URL http://310sci.net

(A)

募集



かっとび伊吹2006 ボランティアスタッフ募集

伊吹山を駆け登る感動をともにしよう! 開催日▶8月27日(日)

内容▶エイドステーション、スタート、 ゴールなどの運営

申込〆切▶8月10日(木)

当日の昼食、スタッフユニフォーム(ポロシャツ、帽子)は支給します。

・ 市教委 文化スポーツ振興課

255 - 8106 **3**55 - 4040

霊仙三蔵写真コンテスト

霊仙三蔵をテーマに撮影した写真を募 集します。

応募資格 ▶ どなたでも 写真規格 ▶ 四切判カラー

賞▶優秀作品に贈呈

応募〆切▶7月31日(月)まで

応募先・ 霊仙三蔵顕彰の会事務局 近藤澄人

〒521 - 0035 米原市醒井609

☎54 - 0002または54 - 0120



講座



男女共同参画講座

男女が対等なパートナーとして、ともにいきいきと活動できる社会を実現するため、これからの男女のあり方について一緒に考えてみませんか。男女を問わず、お気軽にお越しください。

日時▶8月9日(水)13時30分~

場所▶人権総合センターS・Cプラザ(一色) テーマ▶ならんで歩こう、一緒に歩こう

(滋賀県エコライフ推進課)

参加費▶無料

講師▶吉田正子氏

医師講演&医療相談会

オストメイト(人工肛門・人工膀胱)の社会生活適応訓練講習会・公開医療相談会です。ご本人やご家族の方でストーマ管理に困っておられる方、ぜひご相談ください。参加費は無料です。

日時▶8月6日(日)13時30分~17時

会場▶大津市立障害者福祉センター (大津市におの浜四丁目2-23)

講師 ▶ 県立成人病センター 外科医 松尾隆志氏、滋賀医大医学部附属病院 WOC認定看護師 中川ひろみ氏

(社)日本オストミー協会滋賀県支部 事務局 ☎077 - 527 - 5516

学校開放講座

伊吹高校~書道講座~

「楽しい書表現」現代文や一字創作な ど、自分だけの表現を目指します。

場所▶伊吹高校 書道教室

定員▶20人(先着順)

申込方法▶はがきか電話、ファクス、 メールで「住所・氏名・年齢・電話番 号」をお知らせください。

申込期間 ▶ 8月1日(火)~25日(金) 開講期間 ▶ 9月24日~12月10日(期間中の日曜日・全6回。いずれも13時 ~16時)

受講料▶2,000円 (中学生以下は無料) 教材費▶3.000円

教材質▼3,000円 ・ 伊吹高等学校

〒521-0226 米原市朝日302

☎55 - 2350 **Ⅲ**55 - 2778

Eメール ma87@pref.shiga.lg.jp



自衛官等採用試験のお知らせ

自衛隊彦根募集事務所 🌣 🖽 0749 - 26 - 0587

| 募集種目 | 対 象 | 応募資格 | 受付期間 | 試験日(1次) | 入隊(校)予定 |
|-----------|-------------------|------------------|-----------|--------------------|----------------------|
| 航空学生 | 学生 男女 高卒 (21歳 | | 8月1日~9月8日 | 9月23日(土) | 19年春 |
| 一般曹候補 学 生 | 男女 | 18歳以上 24歳未満の者 | 8月1日~9月8日 | 9月16日(土) | 19年春 |
| 曹候補士 | 男女 | 18歳以上 27歳未満の者 | 8月1日~9月8日 | 9月16日(土) | 19年春 |
| 2 等陸海空士 | 男 | 18歳以上 | 年間を通じて受付 | 願書受付時に お知らせします。 | 採用予定通知書で お知らせします。 |
| (任期制) | 女 | 27歳未満の者 | 8月1日~9月8日 | 9月24日(日)・25日(月) | 19年春 |

発行したい 平成18年7月14日(金) http://www.city.maibara.shiga.jp jouhou@city.maibara.shiga.jp

平成18年度中に追納する場合の追納額(月額)

| 免除の承認を | | 半額納付の場合 | | | | |
|--------|-----------|---------|--|--|--|--|
| 受けた年度 | 学生納付特例の場合 | | | | | |
| 平成8年度 | 16,480 円 | | | | | |
| 平成9年度 | 16,260 円 | | | | | |
| 平成10年度 | 16,010 円 | | | | | |
| 平成11年度 | 15,400 円 | | | | | |
| 平成12年度 | 14,800 円 | | | | | |
| 平成13年度 | 14,230 円 | | | | | |
| 平成14年度 | 13,690 円 | 6,840 円 | | | | |
| 平成15年度 | 13,490 円 | 6,740 円 | | | | |
| 平成16年度 | 13,300 円 | 6,650 円 | | | | |
| 平成17年度 | 13,580 円 | 6,790 円 | | | | |

2年を経過した期間については当時の保険料に加算金がつきます。 保険料の追納には納付書が必要です。下記まで電話等でお申し込みください。

お問い合わせ

りをしたり、一緒に食事をしたりと、恋人になっ

その後も毎日のように、電話やメールのやり取

たような気分でした。ところが、8日目を過ぎる

務先にも行ってみたのですが会わせてもらえず、

ころから携帯電話がつながらなくなりました。

追納」をお勧めします。

滋賀社会保険事務局 彦根事務所 国民年金業務課

反映されます。 将来受けとる年金額を増 傾するため

に

険料納付済期間とされ、

があります。

保険料を納付することができる「追納制度.

追納されると、その期間は保

老龄基礎年金額

そこで、10年以内であればさかのぼって

年金額が少なくなります。

ていた場合に比べ、将来受け取る老齢基礎 免除や猶予などを受けずに保険料を納付し

付特例の承認を受けた期間については 保険料申請免除・若年者納付猶予・学生

消費生活相談コ

困ったときは

20749 - 23 - 1114

米原市消費生活相談窓口へ (米原庁舎1階)

若者を狙った悪質商法

申請免除や納付猶予の承認を受けた方

します!追

紅制

民

年 金

か

5

の

お

知

5

けで親しくなり、 と思ったので相手に知らせました。 それがきっ ごめん!」という内容のメールが届きま した。心当たりがなく、間違いメールだ 2ヶ月ほど前、携帯電話に「きのうは 会うことになりました。

が、せっかく親しくなった彼に嫌われるのが恐く と熱心に勧める彼。 買うつもりはなかったのです てもよく似合うよ。君にぜひ持っていてほしい。」 ヤのネックレスを試着させてもらいました。「と くつか見せてもらい、その中から彼が選んだダイ いる。一度見てほしいな。」と誘われました。 のごほうび」と思うことにしました。 示会では彼がデザインしたというジュエリー を イナー とのことで「ちょうど今、展示会をやって て契約しました。金額は90万円でしたが「自分へ 初めて会った彼はとてもカッコよくて話も合 すぐに意気投合しました。 ジュエリーのデザ

間も続くクレジットの支払いのことを考えると気 今では全く連絡が取れません。 私はだまされたのでしょうか? これから5年

52 - 8088

平日 9時15分~15時30分

相手に好意を持たせ、 するのは要注意! 販売目的を隠して誘い出し、巧みな話術や思わせぶりな態度で 恋人ができた! 見知らぬ相手と電話やメールを通して思いがけず親しくなっても、 高額な商品を買わせる悪質商法のトラブル例を紹介します。

か :

が重くなります。

なんとか返品できないでしょう

会う約束を

(Y 美

23 歳)

間の感情を利用する方法を「デート商法」「恋人 性には男性がアプローチしてきます。 商法」などと呼んでいます。男性には女性が、 いいます。中でもこの例のように、異性 せる商法を「アポイントメント商法」 電話やメールなどで呼び出して契約さ ع 女

契約法によって取り消しを主張できます。 買った場合、契約日から8日以内であればクーリ あり、販売業者と話し合わなければなりません。 ング・オフはできません。解約には合意が必要で んの場合は既に1ヶ月以上経っているためクー で帰してもらえなかったような場合には、 ング・オフによって解約できます。しかし、Y美さ アポイントメント商法でダイヤのネックレスを ただし、帰りたいと言っているのに契約するま IJ

早く窓口に相談してください 断し、被害に遭ったと気付いたときには、 ら被害に気付くのが遅くなりがちです。冷静に判 ケースも見受けられますが、相手への恋愛感情か と繰り返し契約させられ、より深刻な被害になる 「デート商法」や「恋人商法」では2度 ・3度 一日も

P100 古紙配合率100%の再生紙を使用しています。

このお知らせ号「まいばら」は13,300部作成し、 1部あたりの単価は ♥SOVINK 大豆油インキで印刷しています。 10円です。(1円未満切り捨て) 職員の人件費は含まれていません。